

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成17年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事及び長野県公安委員会から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成18年7月3日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
18生排第16号
平成18年5月19日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成17年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成18年3月17日付けで包括外部監査人佐藤武弘氏から提出のあった、平成17年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

下水道事業等について

2 措置の内容

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
(1) その他流域下水道事業について	ア 各流域別維持管理業務委託報告書に基づく業務報告書について（指摘） 犀川安曇野流域において業務報告書の入手状況を確認した結果、再委託業務報告書については、平成16年度再委託18業務のうち1業務のみの報告書提出であり、報告を必要とされる書類が一部提出されていない。	平成16年度再委託業務のうち、報告書の提出されていない17業務について、平成18年4月19日（財）長野県下水道公社中信管理事務所長から業務委託報告書の提出がありました。
(2) 長野県下水道公社の事務の執行について	ア 固定資産について 電話加入権の整理（指摘） 電話加入権の固定資産台帳と財産目録では回線数は一致しているが金額で違算が生じている。また、電話契約一覧表では回線数が23本と2本多くなっている。差異原因を調査のうえ調整するとともに、公社名義の回線を把握するために正確な記帳を心がけなくてはならない。	東日本電信電話（株）で調査した結果、（財）長野県下水道公社の加入権は22本でした。 電話契約一覧表の差異1本は加入権のない契約であり、金額については、財産目録の1,460,701円が正しいので、本数22本、金額1,460,701円で固定資産台帳及び財産目録を調整しました。

長公委発第334号
平成18年5月19日

長野県監査委員 様

長野県公安委員会

平成17年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成18年3月17日付けで包括外部監査人佐藤武弘氏から提出のあった、平成17年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

長野県警察について

2 措置の内容

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
(1) 委託費について	ア 費用内訳書の詳細の入手について（意見） 検査対象の随意契約6件のうち、5件は相手方から詳細な見積りを入手しておらず、また、業務実施後も完了報告のみで実際発生額の報告を受けていなかった。これらの多くが前年度以前から随意契約となっており、競争入札に比べ価格の適正性を厳密に検討されていない可能性がある。今後、いずれも相手方の費用内訳書を入手し検討する必要がある。	従来から価格の適正性に配慮しているところであるが、①安全運転管理者等講習業務については、平成17年度契約に際して、相手方から経費内訳書を入手し、より適正で厳密な予定価格算定等の参考資料としている。 ②自動車保管場所標章交付業務、道路使用許可調査業務、パーキング・チケット発給設備管理運用業務については、平成18年度契約に際して、見積書徴収時に相手方から費用内訳書を入手している。

		<p>今後は、実績報告時に費用内訳書を入力するなど、経費節減と価格の厳密な算定に努めていく。</p> <p>なお、シートベルト着用体験・街頭指導業務は、平成16年度をもって事業を終了している。</p>
イ 予定価格の算定方法の改善について(意見)	<p>「総合的防犯対策警戒業務見積価格」</p> <p>本業務の指名競争入札に先立ち、県警が予定価格算出で用いた人件費は4警備会社からヒアリングした「平成15年度の基本給」の平均値であったが、実際額はその80%程度であった。これは、本業務が「緊急雇用対策事業」として実施されており、新規雇用者が75%以上になるように仕様書で指定されていた為と考えられる。このような場合、予定価格に正社員の平均給与を採用することは合理的でなく、初任給の平均給与や、アルバイトがフルタイムで働いた場合の平均給与等を参考にすることが合理的と考えられる。</p>	<p>本業務は緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。</p> <p>今後、同様の事業の契約に当たっては、事業の主旨に的確に沿った仕様を明示するとともに、初任給、給与水準、過去の実績等の情報を収集するなどし、予定価格の適正な算定に努めていく。</p>
	<p>「契約変更」</p> <p>この業務では4契約すべてにつき契約変更がなされている。変更契約(増額分)においても、人件費について契約先のヒヤリングに基づいた額を利用したが、実際発生額は当初及び変更契約時の予定価格の算定基礎とした単価のいずれも下回っていた。契約変更においても、適切な見積りを行うことが望まれる。</p>	<p>本事業は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。</p> <p>今後、同様の事業の契約に当たっては、業務の主旨に的確に沿った業務内容について精査し、契約先の実績や他社の参考見積書の入手、詳細な実績報告を求めていくなど、適正な予定価格の算定に努めていく。</p>
	<p>「シートベルトの着用効果体験・街頭指導事項」</p> <p>本業務も「緊急雇用対策事業」として実施されており、新規雇用者が75%以上となるように仕様書で指定されているが、予定価格の見積りに平均勤続年数10年、平均年齢40.7歳の平成15年県サービス業所定内賃金を利用しており、他の委託契約の見積単価と比べても高いものになっている。新規雇用者を中心に行う事業である以上、勤続年数を考慮しない方が合理的であったと考えられる。</p>	<p>本事業は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。</p> <p>契約に当たっては、体験者を教育できる指導者としての能力や豊富な運転経験と道路交通に関する知識を有する優秀な人材を採用するため、給与額を高く設定したものである。</p> <p>今後、同様の契約に当たっては、事業の主旨に的確に沿った業務内容(仕様)とし、人件費の積算など適正な予定価格の算定に努めていく。</p>
ウ 予定価格に極めて近い金額でなされる契約について(意見)	<p>「随意契約」</p> <p>随意契約6件のうち、1件を除きほぼ予定価格に極めて近い金額で契約締結されている。これは、契約内容が競争入札に適さない結果、毎年同一の相手方と契約を結ばざるを得ないことが原因とのことであるが、それらの中には、必ずしも随意契約で行う根拠としては十分でないものが見られた。今後、適正な価格で契約できるよう競争入札による調達に移行することを検討することが必要である。</p>	<p>「安全運転管理者等講習業務」</p> <p>本講習は、道路交通法第74条の2第8項に基づく講習で、道路交通法第108条の2第3項及び同法施行規則第38条の3により、委託先が、「道路における交通の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。」とされていることから、安全運転管理者選任事業所、又は事業主を会員とする法人で、豊富な経験を生かした的確な教育・指導ができる唯一の法人であるとして、(社)長野県安全運転管理者協会と委託契約を締結しているものである。なお、今後、一般競争入札の導入について検討していく。</p> <p>「自動車保管場所標章交付業務」</p> <p>経費の積算根拠を勤務時間(拘束時間)ではなく、実質的な事務処理に要する時間で積算して、経費の抑制を図るといったコスト構造を維持し、(財)長野県交通安全協会に委託しているが、今後、コスト構造の変更による新規参入事業者拡大の可能性、住民サービスの低下を回避するための研究を行い、一般競争入札の導入を検討していく。</p> <p>「道路使用許可調査業務」</p> <p>道路交通法第108条の31第1項により、「公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第34条の法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申し出により、都道府県に</p>

		<p>一を限って、都道府県交通安全活動推進センターとして指定することができる旨規定され、同条第2項第7号で「道路使用許可調査業務は、同推進センターの事業の一つ」とされている。こうした規定に基づき、(財)長野県交通安全協会を長野県交通安全活動推進センターとして指定し、同協会と委託契約をしているものである。</p> <p>「パーキング・チケット発給設備管理業務」 「規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申」では、「パーキング・メーターの保守管理等の業務を公益法人に限る合理的な根拠はなく、営利企業を含めた法人一般にまで拡大すべきである。」とされており、国における検討結果を踏まえて対応していく。</p> <p>なお、シートベルト着用効果体験・街頭指導業務は、平成16年度をもって終了している。</p>	<p>一を限って、都道府県交通安全活動推進センターとして指定することができる旨規定され、同条第2項第7号で「道路使用許可調査業務は、同推進センターの事業の一つ」とされている。こうした規定に基づき、(財)長野県交通安全協会を長野県交通安全活動推進センターとして指定し、同協会と委託契約をしているものである。</p> <p>「パーキング・チケット発給設備管理業務」 「規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申」では、「パーキング・メーターの保守管理等の業務を公益法人に限る合理的な根拠はなく、営利企業を含めた法人一般にまで拡大すべきである。」とされており、国における検討結果を踏まえて対応していく。</p> <p>なお、シートベルト着用効果体験・街頭指導業務は、平成16年度をもって終了している。</p>
	<p>「指名競争入札」 指名競争入札(5契約)も予定価格と極めて近い金額で落札、契約がなされている。そのうち、4つの契約は、「総合的防犯対策警戒業務」である。当初入札では平均落札率は約75%であったが、全ての契約について変更契約が行われ、最終的には当初契約額に対して約103%の支出となった。つまり、当初は予定価格よりも約25%節約されていたのにも拘わらず、最終的には約3%当初予定価格を超過した。当初から必要性が認識されていた業務について後から追加された背景としては、当初契約時の見積りの甘さがある。さらに、当初から見積価格を厳密に計算すれば、全ての必要な業務を一本化して入札することが可能と考えられ、より経済的な調達できた可能性がある。今後、予定価格の見積、検討により厳密な検討が必要と考えられる。</p>	<p>本業務は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。今後、同様の業務の契約に当たっては、業務の主旨の確に沿った業務内容(仕様)について精査し、契約実績の報告書の徴収、他社の参考見積の入手等、厳密な予定価格の算定を行っていく。</p>	<p>本業務は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。今後、同様の業務の契約に当たっては、業務の主旨の確に沿った業務内容(仕様)について精査し、契約実績の報告書の徴収、他社の参考見積の入手等、厳密な予定価格の算定を行っていく。</p>
	<p>「一般競争入札による契約」 一般競争入札の落札率は、87.8%と比較的低いが、一部落札率の高いものも見受けられる。例えば、交通管制システム等保守点検業務については入札参加者が1社のみであり、また、5年間同じ業者が落札している。自動車保管場所現地調査業務、交通管制システム等保守点検業務は、他の企業が参入できない要素があると考えられる。地点交通信号機等については、理由は不明であるが、予定価格に極めて近い金額で落札されている。これらについて、県警は、事実上自由競争入札によるメリットを享受できていない。県としては実質的な競争入札の導入を検討しているとのことであるが、公正な競争が可能となるような条件等の整備が必要であると考えられる。</p>	<p>「交通管制システム等保守点検業務」 従来から、一般競争入札としており、競争性を確保しているが、結果として応札業者が1社となったものである。今後、機器の購入ではなく、保守点検を含めたメンテナンスリース契約の導入について、可能であるか等の見直しを含め、実質的な競争性の確保に努めていく。</p> <p>「自動車保管場所現地調査業務」 入札業者の新規参入を容易にするための見直しを図り、一般競争入札を導入し、入札のブロックを平成17年度には2ブロック、更に、平成18年度は4ブロックに細分化するなど、より一層競争性を高めている。</p> <p>「地点交通信号機等保守点検業務」 県下一円に対象機器が設置してあることから、より競争性を高めるため、県下を4ブロックに細分化し、それぞれ一般競争入札を実施している。</p>	<p>「交通管制システム等保守点検業務」 従来から、一般競争入札としており、競争性を確保しているが、結果として応札業者が1社となったものである。今後、機器の購入ではなく、保守点検を含めたメンテナンスリース契約の導入について、可能であるか等の見直しを含め、実質的な競争性の確保に努めていく。</p> <p>「自動車保管場所現地調査業務」 入札業者の新規参入を容易にするための見直しを図り、一般競争入札を導入し、入札のブロックを平成17年度には2ブロック、更に、平成18年度は4ブロックに細分化するなど、より一層競争性を高めている。</p> <p>「地点交通信号機等保守点検業務」 県下一円に対象機器が設置してあることから、より競争性を高めるため、県下を4ブロックに細分化し、それぞれ一般競争入札を実施している。</p>
<p>エ 実績報告の不備について(意見)</p>	<p>「実績報告書が契約内容に合致しているか一覧で把握できない」 緊急雇用対策の一環として実施される事業は、契約書等において「雇用人員のうち、新規雇用者の占める割合は概ね75%以上とする。(以下、「75%基準」という。)」という基準が設けられている。しかし、4契約中3契約について、実績報告上、「75%基準」は充足されていなかった。この点、県警側の担当者が個々に調査を行った結果、契約条件に反するようなケースが認められなかったとのことであるが、そのような調査結果は、書面により作成されていなかったため検証できなかった。少なくとも、実績報告書は契約条件が守られたかどうかが一覧で判明するような様式とすべきである。</p>	<p>本事業は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。今後、同様の業務の契約に当たっては、詳細な仕様を明示し、雇用人員内訳の報告を求める等、契約条件を確認できるような一定の様式により実績報告書の提出を求め、業務の実施状況を検証していく。</p>	<p>本事業は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。今後、同様の業務の契約に当たっては、詳細な仕様を明示し、雇用人員内訳の報告を求める等、契約条件を確認できるような一定の様式により実績報告書の提出を求め、業務の実施状況を検証していく。</p>

		<p>「人件費内訳の相違」 4つの総合的防犯対策警戒業務は、契約上、人件費の範囲が明確にされていないため、業者毎に人件費として社会保険料控除等の扱いについての解釈が異なっていた。これでは81%基準(事業費に占める人件費の割合が81%以上)が充足されているかどうかの判断することが出来なかったことになる。今後、委託契約を締結する際には「人件費」に何が含まれるかについて明確に定義を付す必要がある。</p>	<p>本事業は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。 今後、同様の業務の契約に当たっては、詳細な仕様を明示し、契約時の雇用人員の内訳について報告書を提出させる等、総事業費中、雇用者の人件費内訳がわかるよう一定の様式により実績報告書の提出を求めていく。</p>
		<p>「従来社員と新規雇用者の区分表記」 総合的防犯対策警戒業務のうち1つの契約については、貸金台帳で「正社員と新規雇用者の区分」が明確になるよう表記されていなかったため、緊急雇用対策としての効果、すなわちどの程度失業していた新規雇用者に賃金を支払うことができたかが明確になっていなかったという問題がある。本委託の財源は基本的には税金であり、その使い方・効果については厳密に測定することが必要であることから、書面にて明確な区分記載の指導が必要であったと考えられる。</p>	<p>本事業は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。 今後、同様の業務の契約に当たっては、詳細な仕様を明示し、契約時の雇用人員の内訳について報告書を提出させる等、総事業費中、新規雇用者人件費がわかるよう一定の様式により実績報告書の提出を求めていく。</p>
		<p>「実績報告の法規準拠性」 「委託業務仕様書(以下、仕様書)」によると、緊急雇用対策事業における新規雇用者の雇用期間は6ヶ月未満とする旨の規定がある。しかし、該当する4契約とも、6ヶ月以上雇用を継続している新規雇用者が見られた。これは、「緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領」にある「雇用期間の定めのない労働者として正式に雇用することに同意した者」に該当する場合、6ヶ月以上の雇用継続を認めるという例外規定が適用されたものとのことであるが、以下のような問題点がある。①例外を認めるのであるならば、その旨仕様書に記載すべきであった。②例外規定がない以上、原則として同仕様書に沿った委託内容を実施させる必要があったが、県警が事業実施期間中に適宜チェックできるような方式になっていなかった。③例外規定を設けた場合であっても、県警は6ヶ月超の雇用者について「期間の定めのない労働者として正式に雇用されたのか」確かめる必要があると考えられるが、調査日時点(2005年11月16日時点)では網羅的に把握されていなかった。県警としては、適時に委託先の雇用状況を聴取し、必要に応じ契約内容に沿った履行を確保することが必要である。</p>	<p>本事業は、緊急雇用対策事業として実施したものであるが、平成16年度で終了している。 今後、同様の業務の契約に当たっては、契約条件(仕様)を明示し、事業の主旨に沿った適正な業務が履行されるよう、的確に指導・監督を行っていく。</p>
(2) 現地機関における委託費	ア 予定価格の秘密保持について(指摘)	<p>財団法人長野県交通安全協会(以下、「安全協会」という。)に対する随意契約のうち、金額の最も大きい運転免許証更新業務は、運転免許証の更新時に、優良運転者、準優良運転者及び通常・初回更新者別に講習を実施する業務である。契約は、受講者1人当たりの単価契約となっている。2回目の見積内容を調べたところ、すべての講習において見積単価は銭単位で予定価格に一致していた。予定価格事前公表制を採っていないにも拘わらず、2回目の見積書において銭単位で完全に予定価格と合致する単価を掲示することは不可能であることから、予定価格が漏洩した可能性が高い。今後、予定価格の取り扱いについて細心の注意が必要である。</p>	<p>運転免許証更新時講習は、道路交通法第108条の2第1項第11号に基づく講習で、同法第108条の2第3項及び同法施行規則第38条の3により、委託先が、「道路における交通の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。」とされていることから、同要件を具備している唯一の公益法人と認められる。(財)長野県交通安全協会と随意契約により、委託契約を締結しているものである。 なお、予定価格が漏洩した可能性が高いとの指摘については、現在までのところ、その事実は認められない。 ①委託業務の特殊性から契約の相手方が限定されている。②積算の基準となる人件費及び物件費の変動がほとんどないこと。等の状況にあったことが、金額が一致した要因として考えられる。 今後は、契約手続きのより一層の透明性を確保するため、契約担当係と予定価格積算担当係の分離等、体制・仕組みの整備を図っていく。</p>

イ 運転免許証更新業務の見積りについて(意見)	<p>①運転免許センター及び警察署の講師の給与単価の合理的な根拠、②見積時間の算出方法の検討について、③物件費の調達単価等の確認</p> <p>以上を総括すると、県警としては、業務の内容に応じた適正な予定価格を算定することが求められ、現状の委託先における実績や他の業者の見積等幅広く情報収集することが必要である。</p>	<p>平成17年度契約から、人件費については、行政嘱託員報酬ベースとするなど、見直しを図っているところであるが、更に、予定価格の算出に当たっては、実績の確認を行うなど、より実情に即した積算になるよう情報収集に努め、適正な予定価格の算定に努めていく。</p>
ウ 他の委託業務との統合可能性について(意見)	<p>現在は更新に係る一連の業務だけでも、更新通知業務、運転免許窓口業務等契約形態が細分化されている。契約方法の見直しに当たっては、これらの契約の分け方自体を再検討する必要がある。なぜなら、他の関連する業務と一体化して契約することで、必要な人件費の積算において効率化を図ることも可能と考えられるためである。さらに、委託業務ではないが、写真撮影や証紙売りさばきといった免許更新に伴う一連の業務に含まれる業務についても、更新業務等の委託先に一括して行わせることが適切なかどうかについて合わせて検討が必要と思われる。</p>	<p>現在も、それぞれの業務において、効率性を十分勘案し、人件費、物件費等、適正な積算により業務を委託していると考えているが、更に、効率化を図っていくため、現在の契約形態及び契約方法について検証を行うなど、研究・検討を進めていく。</p>
エ 高齢者講習の予定価格について(指摘)	<p>平成16年度の委託契約に当たっては、23業者(30教習所)の全てから見積書を徴収しているが、そこに記載されている1件当たりの委託料金額が23業者とも小数点2以下まで全く同額となっており、かつそれらは予定価格に一致していた。このようなことは事実上不可能であり、予定価格の漏洩があった可能性が高い。今後、予定価格の取り扱いについては細心の注意が必要である。</p>	<p>高齢者講習は、道路交通法第101条の4第1項に基づく講習で、運転免許の更新時において70歳以上の高齢者は、受講することが義務付けられており、また、同法第108条の2第3項及び同法施行規則第38条の3により、委託先が、「道路における交通の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。」とされていることから、同要件を具備していると認められる法人である、県下の全ての指定自動車教習所と随意契約により、委託契約を締結しているものである。</p> <p>委託に当たっては、高齢者に対する交通事故防止のための講習内容において、一定のレベルを確保する必要上、予定価格を全て同一に設定している。</p> <p>なお、予定価格の漏洩があった可能性が高いとの指摘については、現在までのところ、その事実は認められない。</p> <p>①委託業務の特殊性から契約の相手方が限定されている。②積算の基準となる人件費及び物件費の変動がほとんどないこと。等の状況にあったことが、金額が一致した要因として考えられる。</p> <p>今後は、契約手続きのより一層の透明性を確保するため、契約担当係と予定価格積算担当係の分離等、体制・仕組みの整備を図っていく。</p>
オ 高齢者講習の見積りの妥当性について(意見)	<p>県警は、契約時に23業者から1件当たりの見積単価しか入手しておらず、各教習所がどのように計算しているかは不明となっている。加えて、人件費・物件費のいずれも当該事業の実施後、実績額の報告を受けていないため、実態については把握されていない。</p>	<p>今後、見積書徴収時の内訳書の提出、人件費、物件費等の実績報告書を受けるなどして、実態を把握していく。</p>
カ 高齢者講習の効率化等の検討について(意見)	<p>運転免許取得者の教育に関する規則の改正により、教習所が免許更新前6ヶ月以内に「認定教育」として高齢者講習と同等の効果を生じさせる講習を実施した場合、対象者は委託による「高齢者講習」を受講しなくても運転免許証更新ができるようになった。「認定教育」型の場合、県では手数料収入も講習の委託費も計上されないが、現在安全協会に委託している更新時の通知業務の委託費も軽減される可能性がある。総合的に勘案した場合、「認定教育」型を推進した方が経済的、効率的なのかどうかについて県警は十分検討する必要がある。</p>	<p>高齢者講習については、道路交通法第101条の4第2項に基づき、公安委員会は、運転免許証の更新対象者に対し、その更新期間が満了する日前、3ヶ月以内に高齢者講習を受講していなければならない旨等、必要事項を記載した書面を交付(通知)することを義務づけられている。</p> <p>認定教育は、あくまでも任意で受講するものであり、公安委員会においてその受講の有無を確認することが困難である他、免許証の更新を申請する日前、6ヶ月以内に受講した場合のみ高齢者講習の受講を免除されることから、免除の可否は更新を申請する日まで確定しないものであるため、認定教育の受講の有無に拘わらず、書面の通知を行うべき実質</p>